

東大寺領播磨国大部荘についての一考察

小西 瑞恵

はじめに

大部荘とは、播磨国加東郡にあった東大寺領荘園で、加古川中流左岸の兵庫県小野市地域に位置していた。その成立の起源を求めると、久安 3 年 (1147) に、東大寺領垂水 (現神戸市垂水区)・粟生・赤穂 (現兵庫県赤穂市の千種川河口付近) 三荘の替え地として、大部郷の田地・荒野一処を立券して成立し (Ⓔ209¹ 応保 2 年 5 月 1 日の官宣旨案、「東南院文書」、保元 2 年 (1157) 8 月の東大寺領播磨国荘園文書目録 (Ⓔ208 「東大寺文書」、以下注記しないものは同じ) にみえる荘名が初見とされるが、仁平 3 年 (1153) 頃、播磨知行国主藤原忠実が垂水荘など三カ荘を寺家の所領として、国衙に大部荘を収公するよう命じたため、ふたたび国衙が支配するようになった。『吾妻鏡』文治 4 年 (1188) 6 月 4 日条に載る 5 月 12 日付けの後白河法皇院宣には、「播磨国 (梶原) 景時知行所々事」として、賀茂郡の「福田庄・西下郷・大部郷」がみえ、景時 (の郎従等か) の違乱の停止を命じている (Ⓔ216)。しかし、治承・寿永の内乱後、兵火で焼失した東大寺の再建のため、大勧進職となった俊乗房重源が後白河法皇に申請して、大部荘は宋人大工陳和卿に与えられ、陳和卿が東大寺に寄進し、重源が開発することになった。建久 3 年 (1192) 8 月 25 日の官宣旨案によると、久安 3 年の宣旨に則って、東大寺領大部荘の四至「東限大墓、西限賀古川、南限河内村、北限南条」を確定し、朽ち損じた榜示 (荘域を示す杭などのしるし) を新しく建てることを命じている (Ⓔ217 「浄土寺文書」)。この時の荘域は、東が浄土寺のある現浄谷町付近、西は加古川、南の河内村が『播磨風土記』にいう河内里に関係があるところから、現山田町の住吉神社付近と推定される。北限の南条は、文明 10 年 (1478) に「播州福田保南条」とみえる現古川町の東条川を越えた付近と考えられ (「政所賦銘引付」同年 9 月 30 日条)、ほぼ現在の小野市の主要な地域を占めていた。

以後の大部荘は、東大寺の重要な荘園として、中世を通じて存在し、豊臣秀吉の時代まで存続した。その歴史をたどると、鎌倉初期の重源による播磨別所浄土堂 (現浄土寺) の建立と荘園の開発、地頭や悪党の非法跳梁、荘園を直接支配した荘官としての公文一族の公文職相統の争論、百姓等の農業経営の展開、惣と土一揆など、中世社会の歴史を明確に示す典型的な寺領荘園であり、史料も豊富に残されているためか、最近特に研究²が進展している。私は、たびたび大部荘について論じてきたが、これまでに述べる機会がなかった大部荘の諸問題についての検討を行い、さらに研究が進展するための問題提起にしたいと考える。

1 大部荘の開発と支配地域について

最近の荘園研究は、非常に精緻になっており、主要な荘園については長い時間をかけた網羅的・

組織的な現地調査が実施されてきている。大部荘についても例外ではなく、大部荘の荘域中心部の圃場整備事業を前にして、小野市教育委員会が主体となり、京都大学文学研究科大山喬平教授（当時）を委員長とする大部荘調査委員会が組織され、1989年より多数の調査員や調査補助員の協力を得て、「大部荘遺跡詳細分布調査」が実施された。その成果として、『播磨国大部荘現況調査報告書』Ⅰ～Ⅶ（1991～1998年）が刊行されている。ほぼ同時期に筑波大学中世史研究会も現地調査を行っており、その記録は、「播磨国大部荘第1回現地調査の記録」（1990年）から「播磨国大部荘第6回現地調査の記録」（1995年）まで、筑波大学日本史談話会編集・発行の『日本史学集録』（第10号・第11/12号・第14号・第16号～第18号）に収録されている。この現地調査の成果も、苅米一志「荘園村落における寺社と宗教構造—播磨国大部荘を素材として—」などに結実している。また「大部荘遺跡詳細分布調査」と関連して、服部英雄「調査研究の方法 1 現地調査と荘園の復原」のうち、「2 荘園景観の遡及的復原法—播磨国大部荘を素材として—」や、橋本道範「播磨国大部荘」および、川端新「Ⅰ 荘園の開発」「解説 播磨国大部荘の開発と水利」が発表されている。

これらの悉皆的な現地調査の成果は、大部荘を研究しようとする際に、前提となるものなので、次に成果をそれぞれ具体的に検討する。

(1) 服部英雄「荘園景観の遡及的復原法—播磨国大部荘を素材として—」

大部荘故地は巨視的にいて次の四つの地形に区分されるとする。

- ① 標高 27 メートル前後、近世の新田村である住永（敷地新田）が位置する低位河岸平野、加古川水面との比高差は約 4 メートル。
- ② 高田、敷地、王子、葉多、久茂、下大部、片山等大部荘公文方の主要集落が立地する標高 33～34 メートルの中位河岸段丘で、加古川との比高差は約 10 メートル。
- ③ 鹿野、小野町、黒川等が立地する標高 47 メートル以上、東方の山際まで広範に広がる高位河岸段丘で、中世には鹿野ヶ原と呼ばれた一帯。
- ④ 東方丘陵とその間に形成された谷水田で、重源が建立した国宝浄土寺のある浄谷等集落。

また用水関係については、大部荘域の基幹用水である王子大池（元和 10 年＝1624 年造成、谷水と万勝寺川上流の堰から引いた水路＝長尾溝または殿溝、によって集水）と、寺井（取水源は東条川最末の取水堰・乙井と、早魃時に利用される加古川本流の大日堰＝現在は廃止）を検討し、寺井は『加東郡誌』のいう鎌倉初期創設説は採用しがたく、小野藩による近世初頭の工事に起源を持つと断定している。

さらに中世的景観の復原を行い、40 点近くある大部荘の名寄帳、内検帳類で、中世の耕地状況を復原している。そのなかには、中世文書にみえる池・溝・井料等も含まれる。

また高位段丘において、特に黒川の二郎丸、鹿野の秋長などは、文永 4 年（1267）の大部荘損毛注文（㊦252 大部荘早田損亡坪付注進状（後欠））にみえる二郎丸名、秋永名と一致する名地名で、中世名主屋敷を示唆する地名として貴重であることを解明している。

(2) 橋本道範「播磨国大部荘」

次のように、水利システムの概観を行っている。

- (a) 段丘面上や段丘崖下の湧水を利用したもの
- (b) 段丘面先端の谷上の地形をたくみに利用して築かれた溜池によるもの—浄谷面・小野面
- (c) 下刻した河川の主流より取水する長距離水路によるもの
- (d) 余水を受けるために段丘面先端以外の場所に築かれた溜池。葉多面・沖積平野は、(a) (b) (c) のいずれも大切。

また、鹿野原の開発について、重源の再開発が、北の福田保との相論を惹起していることから、加古川・東条川より取水する水利の再編、すなわち葉多面の再開発を伴っていた可能性を指摘する。最大の特徴は小野面への着目で、浄土寺山・高塚山よりの天水を浄谷面先端でいかに効率よく集水するかがそのポイントだとする。北池を見おろす位置に別所は設定され、「別所敷地之内」として「常々荒野」「鹿野原（小野面）」の開発が、貧富の差を越えて結集した200名を超える人々によって担われたのではないかと推論している。史料は、「浄土寺木造阿弥陀如来立像銘」（『兵庫県史 史料編中世四』所収の「造像銘・棟札等」）である。さらに、重源死後の建永2年（1207）に、結縁者の一人王久清が東大寺東南院院主定範より公文職に補任されたことを指摘している（㊦229 大部荘公文職補任状案）。原方と里方の地域については、㊦599 永正18年（1521）4月21日の大部荘百姓等連署請文により、原方＝鹿野原村－浄谷・黒川・中島・広渡（元は土橋）、里方＝古河（古川）・高田・鹿野・敷地・王子・畑（葉多）・雲（久茂）村・下大部・片山、としている。

(3) 川端新「I 荘園の開発」「解説 播磨国大部荘の開発と水利」

高位・中位・低位の三つの段丘面を指摘している。

中世史料によると、大部荘は大きく原方（中位段丘面）・里方（低位段丘面）の両地域に分かれる。重源が着目したのは、未開の山野の鹿野原（原方）であった。中・高位段丘面の村々（現在の浄谷・黒川・中島・広渡）は、今でも原田と通称され、重源による「原田八十町」（八十八町とも）の開発伝承が残るとして、浄土寺の南西にある地蔵池に関する言い伝え（別名濁り池、原田八十町を一夜にして開墾した上人さんが鍬を洗った所で、重源の忌日である六月四日の早朝だけは澄む）や、地蔵池の北にある北池のほとりに、近年まで鞍掛松があったことを記す（『大部荘現況調査報告書』Ⅲ、参照）。史料は、㊦224 建久8年（1197）6月15日の重源讓状案、㊦446 応安5年（1372）8月11日付けの浄土寺縁起などである。

以上の成果の総括を試みると、川端新が述べているように、大部荘の諸地域についての分類は錯綜している。高位・中位・低位の河岸段丘の各地域に加え、低位平野と浄土寺の山麓部をどのように分類するかによって、諸説には微妙なズレがある。しかし、立荘直後の重源による原田＝鹿野原の開発とその地域や、里方の地域については、ほぼ一致している。大部荘の寺社と宗教構造を分析した芥米一志「荘園村落における寺社と宗教構造—播磨国大部荘を素材として—」も、重源の別所と鹿野原の開発と王子権現の氏子圏と開発の意義を明らかにしている。すなわち、原方と里方の宗教構造は、前者が浄土寺鎮守八幡宮の氏子圏、後者が王子熊野権現（現小野市王子町の熊野神社）の氏子圏というように異なった宗教構造を示し、それは大部荘の開発と密接に関

連しているというのである。この原方と里方については、川端新が橋本道範の分析を参照しながら、それぞれ中位段丘面と低位段丘面にあたると総括している。このような妥当と思われる川端新の見解にも、ひとつだけ問題点がある。それは、上方・下方と原方・里方とを区別して、上方・下方とは水利体系による地域圏だとしている点である。そうだとすれば、それはどのような水利体系なのであろうか。それについては、これからの検討課題としているので、明確ではない。しかし、私は公文職には、「上公文職」と「下方公文職」があり、後者は「当庄里方一方公文職」とみえる「里方」と一致すると考えられるところから、大部荘では、「里方」が「下方」、「原方」が「上方」だと考える³。

また、水利関係については、服部英雄の仕事や、橋本道範や川端新の仕事によって、ほぼ明らかになってきたと思う。問題となるのは、服部英雄が寺井の鎌倉初期創設説を否定し、小野藩による近世初頭の工事に起源を持つとしている点である。片岡正光「加古川流域における井堰の起源—大部庄寺井堰の場合」も、寺井の創設時期を検討した結果、基本的には服部説と同じく、寺井堰の小野藩による創設を明らかにし、寛文年間（1661～1671年）に時期を限定している。しかし、この問題については、川端新も簡単に触れているように、神生昭夫「中世荘園遺跡の研究（1）」が、内検帳にみえる「道陸溝狭間^{とうろくみぢはざま}」が、12世紀後半につくられた寺井溝と溝池尻の分流とが合流する付近であることを述べているし、川端自身も中世史料にみえる荘園地名「イオダ」が「公文方伊王名」にあたるという事実から、寺井の中世創設説を主張している。この問題については、より慎重な検討が必要であろうが、以上の片岡や川端による実証をみるだけでも、寺井の近世創設説には無理があると考えざるをえない。私は早くに「播磨国大部荘の農民」で、東大寺領としての立荘後に浄土寺周辺の浄谷・黒川・中島・土橋（現広渡町）の地域が、原方（後の原田）として開発されたことを実証し、室町時代の史料にみえる浄谷南池の存在に注目した。寺井についても、鎌倉時代の開発に由来する可能性が大きいと思うので、寺井の鎌倉時代初期起源説に与したい。大部荘の開発は、重源による播磨別所を中核とした大部荘鹿野原の開発と東南院への寄進、重源の弟子である預所観阿・如阿の開発、開発と密接に関わった当地の久清王の公文職就任という過程を経て行われたのである。

2 荘園領主東大寺の支配の変遷

荘園領主である東大寺の研究史は膨大である。最近のもので、中世に限ったものとしては永村眞『中世東大寺の組織と経営』（塙書房、1989年）や、稲葉伸道『中世寺院の権力構造』（岩波書店、1997年）、久野修義『日本中世の寺院と社会』（塙書房、1999年）がある。例えば、永村眞の著書は、中世東大寺の形成過程について、東大寺別当・政所の成立から変容、「院家」の創設と発展、寺内僧団の形成と年預五師を論じ、中世東大寺の再建活動や中世東大寺の諸階層と教学活動、東大寺油倉の成立とその経済諸活動などについて、詳細に論じている。播磨国大部荘の支配については、鎌倉時代は東南院を領家とし、寺家に対しては諸米を負担する寺領として存続したとし、大部荘公文職が任命され、荘経営に当たるとともに、預所も任命されたが、活動については不明であるとする。さらに、建武5年（1338）に領家職は東南院から惣寺に避出され、南

北朝時代は年預所による直接経営が行われたこと、また大部荘は領家方・地頭方に分かれ、東大寺が領家方を、山門法華堂が地頭方を保有したこと、その後、公文豊福次郎則光による押領を経て、領家職は惣寺から勸進方へ避出され、油倉が戒壇院長老（大勸進職）のもと領家職の実務を果たしたことを解明し、永享2年（1430）の足利義教御判御教書により、大部荘が東大寺八幡宮領とされても、油倉が継続して荘経営に関与したことを明らかにしている（605～609p）。

鎌倉時代の大部荘の支配については、すでに、1976年に稲葉伸道が、大部荘の荘務権が永仁3年（1295）に惣寺に移った事実を述べ、「惣寺とは、政所系列に対する学侶・衆徒・堂衆など、東大寺僧集団全体を指す言葉」としている（『中世東大寺寺院構造研究序説』、『年報 中世史研究』創刊号。後に『中世寺院の権力構造』第一章、岩波書店、1997年）。久野修義は稲葉伸道の仕事を引用して、大部荘などの荘務権が、尊勝院・東南院・西室より惣寺に移動したことを述べている（『日本中世の寺院と社会』258p）。永村眞も後に稲葉説を採用して見解を訂正している（『中世東大寺の組織と経営』185・328p）。そこで、関連史料を引用して大部荘の荘務権の移動をまとめると、次のようになる。

① ㊦219 建久3年（1192）9月27日の造東大寺大勸進重源下文案

荘内の別所に建立された浄土堂を中心として開発が進められる。大部荘の形成。

② ㊦224 建久8年（1197）6月15日の重源讓状案

大部荘と荘内別所は、東南院院主定範（含阿弥陀仏）に譲られる。寺家に対しては、最勝講等分加分米・八幡宮法華八講米・顕密供米等を負担。

③ ㊦229 建永2年（1207）正月の大部荘公文職補任状案

大部荘公文職が任命される。

④ ㊦236 東大寺文書出納日記によると、寛喜3年（1231）には恐らく惣寺に去り出された。

しかし、すぐ西室院に戻されたらしく、文永3年（1266）までには、西室院から東南院の聖実僧正に譲られた。㊦273 永仁3年（1295）閏2月の大部荘百姓等言上状によると、領家は「前領家」（東南院）から「寺家」（惣寺）に移っている。その後、㊦317 徳治2年（1307）頃には再び東南院の管領となり、㊦355 元亨2年（1322）には惣寺へ、㊦356 嘉暦2年（1327）7月には東南院へ、㊦383 建武元年分東大寺文書勘渡帳に、「一通 自東南院大部庄避状 奉行永嚴法橋」とあることから、建武元年（1334）には最終的に惣寺の管領となる。永村は東南院と惣寺の荘務の相違について触れている。

⑤ 南北朝時代以降、領家方と地頭方に分かれ、荘域も二分され、東大寺が領家方、山門法華堂（法華三昧を修する道場、812年（弘仁3）最澄が比叡山東塔に建てたのが最初）が地頭方を保有した。

⑥ ㊦448 康暦元年（1379）5月8日の大部荘公文職補任状案によると、惣寺から「勸進方」（大勸進職）への「避出」を経て、油倉が領家職の実務を果たすことになった。

このように、大部荘の経営の変遷については、重源による大部荘の開発と東南院支配→東南院・西室院・惣寺の間の移動→惣寺→油倉ということになる。大部荘の領家職は東南院から惣寺に避出され、以後南北朝時代を通じて、年預所による直接経営が行われたが、最終的に油倉が領家職

の実務を果たしている。

以上の荘務権の移動のなかで、検討しなければならないのは、⑤の領家方と地頭方の問題である。確かに南北朝時代に大部荘は領家方と地頭方に分かれたが、地頭方がそのまま存続しえたとは考えられない。なぜならば、地頭方は南北朝時代に領家方に編入されたと推定できるからである。④443 貞治3年(1364)12月の大部荘年貢算用状に「地頭門田四町二段三十代元五町 残川成」とみえ、地頭領の中核であるはずの地頭の門田(中世の長者、すなわち地方武士、土豪などの屋敷の門前にひろがる付属耕地)が、ここでは領家方に含まれている。

鎌倉時代の大部荘地頭は、兄弟の下村地頭と坂部地頭に分かれていた。このうち、下村については、④307 大部荘下方百姓等連署起請文にみえる「下方」とおなじ「里方」に当たると考えられる。また、④297 大部荘雑掌某重申状案に、「坂部・種村・南村」地頭代がみえるところから、坂部(村)・種村・南村の三つの地名は、ほぼ同地域を指したと思われるが、室町時代の土地台帳に記載された耕地片の地字に種村・南村がみえる。これらは現小野市内の古川町・鹿野町・葉多町のどれかの地域ではないかと思われる。室町時代の大部荘領家方の耕地の地字に、かつての地頭方に属したものが含まれる事実も、地頭方が領家方へ編入されたことを示している。

実は地頭領の変遷を考えるためには、鎌倉時代末から南北朝時代にわたる有名な大部荘の公文職争論に触れなければならない。公文王氏一族の未亡人覚性と息子の未亡人性阿との争論のなかで、貞和2年(1346)の申状に、覚性の娘覚心の夫佐谷六郎左衛門尉政尊が謀反人になっている事実が述べられている。佐谷氏は北条氏一族の佐介氏につかえる被官で、鎌倉幕府の滅亡と建武新政権の興亡というめまぐるしい播磨の政治的軍事的変転と、それに引き続く南北朝の動乱のなかで、謀反人とされたものと考えられるが、④424・425 貞和2年6月・7月の大部荘公文性阿申状は、佐谷政尊は守護方に対する謀叛の罪科で逐電し、所職名田畠等、すなわち大部荘地頭職以下を残らず収公され、子息余類等の在所を搜索し、逮捕するよにとの命令が出されたといっている。また妻覚心も謀叛と同の罪科により逐電し、その所職名田等、すなわち下方一方公文職等は残らず収公されたとしている。このように地頭佐谷政尊の欠所地として没収された所職名田畠等は、守護一族の宇野孫二郎に給せられたが、東大寺が進止権を主張し、守護方がそれを認め、下方一方公文職は返却された。没収された大部荘地頭領は、この際、山門法華堂に与えられ、大部荘地頭方になったと推測される。

④428 貞和5年(1349)4月4日の室町幕府引付頭人上杉重能奉書案によると、山門東法花堂領播磨国大部荘地頭方雑掌が、往古用水(六ヶ井)を切り落とすという乱暴をおこなっているが、おそらく佐谷政尊の動向と関係があると思われる。このような事件を雑掌が引き起こした地頭方の地域は、水利の条件からみて古川(現小野市古川町、東条川が加古川に流れ込む地域一帯)ではないかと考えられ、ほかに鹿野や葉多の一部が地頭方であったと想定できる。一方、④344 元亨3年(1323)7月5日の六波羅御教書案に、「播磨国窪木地頭白井八郎以下輩」が寺領大部荘に打入ったことがみえる。窪木は現在の小野市久保木町にあたり、大部荘の北端に位置するが、大部荘に打入り年貢を横領し、狼藉を行ったため、東大寺から訴えられている。④334 元亨2年(1322)10月の東大寺衆徒等申状案には、「坂部村地頭」と「鹿野村地頭代白井八郎定胤」がみ

え、白井八郎は窪木地頭と鹿野村地頭代を兼任していた。これによると、鹿野村地頭が下村地頭であったことになるが、現在の小野市鹿野町は大部荘領家方の中心となる地域であったから、ここでは地頭方の地域を断定せず、領家方と地頭方が鹿野で入り組んでいたとする外はない。

なぜ山門法華堂領になった大部荘地頭方が、分散するような事態が生じたのだろうか。㊦295 永仁7年(1299)の東大寺衆徒重申状案に、「大部庄内下村地頭岸野妙真」がみえるが、㊦429 貞和年間(1345～50)の大部荘悪党交名注文にみえる「岸野次郎兵衛入道、同彦次郎」が子孫で、但馬の住人である。ここでは大部荘地頭方の荘園領主山門東法華堂が、鎌倉時代の下村地頭の子孫を悪党の一味として糾弾しているのであり、室町幕府を巻き込んだ荘園領主と悪党勢力との激しい政治的軍事的闘争があったと想定される。詳しい経過は史料に見えないが、このような背景のもとで、地頭方は分散し、ついに地頭門田が東大寺の領家方に編入されたのではないかと考える。

3 大部荘の悪党について

悪党とはなにかという問いに対して、私は小泉^{よしあき}宜右による超時代的悪党(社会的落伍者—平安時代末から近世の江戸時代までみられる悪人・悪者ないしその集団のこと—)と、弘安元年(1278)頃から出現する歴史的な意味をもった新興勢力としての悪党に分類する説を、現在でも妥当だと考えている(『悪党』、教育社歴史新書、1981年)。最近の悪党論については、渡邊^{ひろちか}浩史「荘園公領制と悪党」(悪党研究会編『悪党の中世』、1998年)が、悪党の学説整理を行っている。それによると、悪党研究については、1960年代までを「古典的研究史」、1970年代以降を「新動向」とする。前者は石母田正以来の領主制理論の中での位置付け(あるいは非領主制理論の中での位置付け)によっているという。1970年代以降、領主制理論の急激な衰退により、悪党研究も激減し、この時期の研究としては、山陰加春夫・新井孝重らを数えるだけであったが、1980年代以降、渡邊浩史・櫻井^{よしお}彦・小林一岳・海津一朗らの若手研究者が登場したという。特筆されるのは、荘園領主が悪党に対応するための支配機構の再編がみられることであるという。一例が東大寺における領家職の惣寺集中だという。また、同じく渡邊浩史の「悪党大勸進^{えんゆ}円瑜」は、兵庫関で悪党事件が最初延慶3年(1310)12月に起きたことについて考察する。東大寺第18代大勸進職円瑜が帳本で周防国と同時であり、結果として大勸進職を解任され、正和4年(1315)の悪党事件を迎えたのだという。

確かに渡邊が説くとおり、円瑜をめぐるこのような事件は石母田正以来の領主制理論では、とうてい解けない。そして、悪党に対する荘園領主側の対応を、東大寺における領家職の惣寺集中に求めることは、㊦273 永仁3年閏2月の大部荘百姓等申状案が記すように、大部荘への悪党乱入事件と軌を一にして荘務権が東南院から寺家(惣寺)に移っていることから明白である。

この悪党の乱入事件は、従来から永仁年間に起きたと考えられてきた。すでに『小野市史 本文編I』(2001年)で述べたように、新しい史料の発見により、この事件は正応5年(1292)6月にさかのぼることが初めて明かになった。この有名な事件は、荘内に志染保雑掌繁昌が大勢の悪党を率い乱入したもので、㊦268・269 永仁3年(1295)正月の大部荘百姓等重申状によって

知られてきた。そのなかで、これまで荘家は安穩で、土民は豊饒であり、農業に専念できたが、近年雑掌讃岐公・河内楠入道・宗円房らが大部荘を知行したときに、種々の非法を行い、無理矢理の沙汰に及んだために、御領が衰弊しているところに、繁昌が雑掌を交替したとき、荘家を追捕し、米穀資財や牛馬を奪取し、百姓妻子を絡め取り、責め殺すぞと脅迫して錢貨を押し取ったと記されている。

新発見の㊦259 鹿野原方両公文久光王・沙弥円戒請文によると、正応5年(1292)6月29日に地頭代が夜討ちのために殺害され、地頭政所が焼き払われた。そして後6月3日に預所政所と近辺の在家等が焼失したという。同年12月の㊦262 大部荘地頭代重申状は、大部荘雑掌石河玄観らが長年非法を重ねてきたとして、雑掌の悪行の究明を訴えている。地頭代は左衛門某で、雑掌代と思われるのが宗円である。これによると、雑掌と地頭との長年の争いがあったと思われる。6月29日に地頭代が夜討ちされ、地頭政所が焼き払われたのは、雑掌石河玄観の代官宗円らの仕業であり、報復として、後6月3日に預所政所と近辺の在家等が焼き払われたものである。

正応5年に出現する悪党については、「讃岐公知行之刻、宗円房・河内栖(楠カ)入道等、非法張行之間、訴申之處」(㊦273)とあり、河内楠入道・讃岐公・宗円房三人は共同した行動をとっている。讃岐公は雑掌であり、宗円房は雑掌代である。前述した雑掌石河玄観が問題になるが、讃岐公との関係は不明で、あるいは同一人物かと思われる。河内楠入道に最初に言及した中村直勝以来、河内楠入道は楠木正成の父か、その一族だろうと考えられてきた。これを全面的に否定する見解⁴も出ているが、河内の楠木氏を否定する説は、現在でも説得力をもっていないと思う。

前述した悪党大勧進円瑜の存在が示すように、東大寺にとってしだいに諸荘園からの年貢に劣らず、延慶元年(1308)に東大寺に寄進された兵庫関からの収入が重要なものになってきていた。年貢から交通税への東大寺の収入の転換を早くに指摘したのは竹内理三⁵であるが、東大寺の重要な諸荘園からの年貢物が瀬戸内海の水上交通によって運搬された事実を考えるならば、年貢収入と交通税の収入は、相互に密接にからんでいたとするのが妥当であろう。これは大部荘についても例外ではない。そして、渡邊浩史が指摘しているように、東南院は元弘の変において後醍醐天皇が東大寺を頼ったとき、唯一後醍醐側についた勢力であり、網野善彦が悪党円瑜は後醍醐天皇の信任厚い僧の一人で、楠木河内入道が雑掌を務めた大部荘が永仁3年(1295)以前に東南院領だったことから、楠木氏と後醍醐とを媒介する契機の一つであったと述べている⁶ことは、重要である。元弘の変の際、後醍醐天皇の挙兵と軌を一にして、悪党楠木正成が河泉地方で挙兵したのは、歴史的な事実である。このような後醍醐天皇・悪党円瑜・悪党楠木正成という人脈を考えるならば、大部荘の悪党が河内の楠木氏であると考えることによって、歴史の一断面がさらに理解しやすくなったと思われる。

4 大部荘と水上交通

大部荘からの年貢公事物等は、どのような経路と手段で南都奈良まで運送されたのだろうか。この問題について、全般的な考察を行っているのは、新城常三『中世水運史の研究』である。新城常三が大部荘について指摘しているのは、およそ四点である。第一に、大部荘と魚住泊との関

係を明らかにして、大部荘の倉敷地としていることである（同書 123p）。建仁3年（1203）に、東大寺俊乗房重源は、幕府に対し大部荘并に魚住泊に守護使が乱入したことについて停止を訴えていることから、魚住泊が大部荘と共に、重源ないし東大寺と何らかの所領的關係にあったとしているのである（同 149p）。第二に、大部荘の年貢米は海路が一般であるが、文永5年（1268）には期限付きの節供米や5斗という少量のためか人夫や馬で送られ、その後暦応4年（1341）にも御供運送の馬が丹波宮田で押取されているのは、大部荘が播磨東部の内陸荘園で京・奈良と比較的陸路が便の為だとしていることである（同 336p）。第三に、南北朝時代の瀬戸内荘園の運賃は、大部荘の場合、年貢物の25%であったとしていることである（同 356p）。第四に、応仁の乱後、大部荘の年貢は全て貨幣化されるが、それらは多く堺に入り東大寺に納入されており、着荷港が兵庫より堺に転換したと述べていることである（同 740p）。

これらの指摘のうち、第一については、私はまったく同感であり、すでに『小野市史 本文篇 I』（2001年）で、指摘を生かした著述をおこなっている。しかし、大部荘の水上交通については、その後新しい指摘もあるので、補足をしておきたい。まず魚住泊（現明石市大久保町の江井ヶ島港）を大部荘の倉敷地とする見解については、長谷川敦史「播磨国大部荘における悪党についての一考察—垂水繁昌を中心として—」が、山陽道に面した賀古川宿（現加古川市）と高砂（現高砂市）について述べ、とくに賀古川宿の南方、播磨灘に面した加古川左岸の河口にあり、「播磨五泊」の一つとされた高砂との大部荘の交通に占める重要性を指摘している。この播磨高砂については、新城常三も触れているが（同 293p）、中央貴紳に有名であったとしながら、大部荘との関係については、まったく論じていない。賀古川宿は鎌倉時代に播磨守護所が置かれ、高砂は播磨守護所の外港的港湾として重要な役割を果たしていた事実は、長谷川敦史の指摘のとおりである。私も大部荘をめぐる水上交通を論じ、加古川水運の重要性を述べているが、史料的に高砂と大部荘との関わりは実証できない。したがって、大部荘の交通、加古川水運に占める高砂の重要性については認めるとしても、大部荘と魚住泊との密接な関係について、結論が変わると思えない。魚住については、㊦227 南無阿弥陀仏作善集で晩年の俊乗房重源が回顧しているように、行基が築いたという魚住泊の修築を重源は試みている。少なくとも、鎌倉時代においては、重源ゆかりの魚住泊が大部荘の倉敷地としての位置を占めていたと考える。

中世の高砂津については、康和4年（1102）8月4日の丹波国司下文にその名が見え（「東寺百合文書」）、高倉上皇が安芸国厳島神社参詣のために、治承4年（1180）3月21日に高砂泊に到着したが、港が浅瀬であるために「端船^{はしぶね}」に輿を載せて上陸したという記録がある（「高倉院厳島御幸記」）。この頃から浅瀬であったことが解るが、次第に砂州の発達で港の機能が失われたため、姫路藩主池田輝政はもと加古川河口左岸にあった港を、慶長6年（1601）に加古川右岸に移して町の建設をおこなった。中世の高砂津と近世の高砂湊とは位置が異なることは、前述の長谷川論文も明記している通りである。

第二に、大部荘の年貢の輸送ルートであるが、新城説の説くとおり、内陸部を運送した例も出てくる。しかし、この内陸部の交通路は鎌倉時代後半以降には、播磨の悪党勢力が跋扈した地域であり、それほど安全な輸送路ではなかった。㊦411 暦応4年（1341）2月8日の年預五師顕寛

書状案によれば、大部荘百姓等が東大寺八幡宮へ御供物を運送していた馬が御家人門野という名字も知られていない者に、近衛家領丹波国宮田荘（現兵庫県篠山市付近）で押し取られているのである。大部荘の史料に瀬戸内海の水上交通に関係したものが比較的多くみられるのは、交通の安全のために、東大寺が兵庫関を所有していたという便宜もあり、一種の縄張ともいべき水路を通じた運送が行われたからであると考えられる。

第三に、運賃が年貢の25%であるという説であるが、新城説が根拠にしている④409 暦応3年(1340)12月の大部荘内検目録に、「参拾石 切符 七石伍斗算師得分 伍石 田見得分 已上肆拾式石五斗 運賃拾石六斗二升五合」とみえ、ここでは確かに25%であるが、④393 建武4年(1337)の大部荘内検目録(後欠)によると、運賃は大豆で納められる「色代」分を除いて計算して、「切符」について運賃が23%、「算師得分」が23%、「田見得分」が25.6%強である。結論としては、運賃は運送米の23~25%であると考えられる。

第四に新城常三は応仁の乱後、大部荘の年貢がすべて貨幣化され、兵庫にかわって堺が年貢の着荷港になると指摘しているが、大部荘の銭納については、早くに赤松俊秀が論じた「播磨国大部庄の銭納の史料」がある。それによれば、④298 正安元年(1299)6月25日の僧貞玄起請文によって、大部荘の年貢が銭納され、銭をもって米を買い入れ、それを寺納することが通例であったとされている。この場合は、貞玄が神人らのたつての願いで換米しない銭のままで年貢を受取り、現米の受取りを発行した後で、年貢を受け取る給主も貞玄も神人に換米を要求したが、神人は実行するどころか3月になって受取りを呈示して拒否した。その時にはすでに米価は高騰していたため、多大の損失が生じ、責任を問われた貞玄が、起請文を提出したものであった。赤松俊秀は、鎌倉時代から大部荘の年貢は銭納されていたが、銭を受け取らずに換米の必要があったところに、当時の経済の発達状態が示されていると論じた。したがって、年貢算用帳などの史料に年貢米を納入したと記載されていても、実際には銭納であり、東大寺に納入する際に換米の必要があったことになる。

このような銭納が一時的であったという反論には、④408 暦応3年(1340)11月の大部荘年貢算用状に、25貫400文が代米41石1斗9升8合8勺であるという和市(米と銭の売買の交換比率)が記録されている事実が証明になる。このときの和市は、100文別1斗3升弱から1斗6升2合強であった。応仁の乱後ではなく、遅くとも14世紀には銭納が恒常的になっていた。④366 嘉暦4年(1329)5月7日の撰津兵庫関方借物注文に、大部荘未進分の質として合計6貫文がみえることも、大部荘の年貢の銭納を示している。

応仁の乱後、大部荘の年貢が堺を着荷港としたことについては、新城説が述べている通りである。④602 天文6年(1537)6月17日の大部荘未進年貢算用状に、「申歳未進分奈良着分」として5貫文がみえ、このうち「兵庫へ礼遣候」「堺之宿へ礼遣申候」として、それぞれ百文ずつあるところから、この銭の運送者は兵庫を経て、堺より奈良に入ったことが明かであるというものである。応仁の乱を契機に、兵庫にかわり堺が遣明船の発着港になったことはよく知られているが、堺商人の瀬戸内海を中心にした交易活動は15世紀から16世紀に最盛期を迎えた。国際港湾都市としての堺と堺商人の活躍については、別に詳しく述べたことがある⁷。貿易商人や問屋

商人としてだけでなく、為替業務や高利貸しを営む金融業者というのが、代表的な堺商人の存在形態であった。都市堺の繁栄は水上交通のみではなく、堺を中心に発達した陸路にもよっており、堺と奈良とは縦横に発達した交通路によって緊密に結ばれていたのである。

終りに

最近までの研究史を繙きながら、大部荘の開発と地域・東大寺の支配の変遷・大部荘の悪党・大部荘と水上交通という四つの問題を検討し、それぞれ新しい歴史事実を実証することができた。大部荘については、最近とくに綿密な現地調査を通じた研究が進められ、中世にさかのぼる地域の歴史が具体的に明らかになっている。しかし、寺井の創設など、まだ見解が分かれる問題も残されている。本稿で提起した諸問題や、それについて実証した成果を基礎として、さらに大部荘の研究を進めていきたいと考える。

(2002年9月30日 成稿)

註

- ④は、小西瑞恵「大部荘関係史料」の略号で、史料番号は208～628である（『小野市史』第四巻、史料編Ⅰ 所収、小野市、1997年）。なお、大部荘の成立については、久安3年以前の10世紀初めに東大寺領として開発されていたが、国衙に収公されたとする東郷松郎「東大寺領播磨国大部荘と浄土寺」（『播磨国の古社寺と荘園』所収）と、神生昭夫「加東郡の条里制と東大寺領大部荘の起源」（『播磨小野史談』第7号）がある。
- 2 本稿では、出典の記述を簡略にしたので、研究史については、以下を参照されたい。

【大部荘の研究論文・参考文献】

A 研究論文その他

- ① 中村直勝「播磨国大部荘」（『歴史と地理』29巻-3～6号、1932年。同『荘園の研究』所収、星野書店、1939年。後に『中村直勝著作集 第四巻』所収、淡交社、1978年）
- ② 石田善人「室町時代の農民生活について—南北朝内乱の成果—」（『日本史研究』27号、1956年。後に同『中世村落と仏教』所収、思文閣出版、1996年）
- ③ 岡本道夫「播磨国大部庄に関する一考察」（『兵庫史学』19号、1959年）
- ④ 大石直正「播磨国大部庄における惣と土一揆」（『文化』24巻-2号、1960年）
- ⑤ 東郷松郎「東大寺領播磨国大部荘と浄土寺—その成立と鎌倉時代における二、三の問題—」（『神戸商大論集』45号、1962年。後に同『播磨国の古社寺と荘園』所収、しんこう出版、1988年）
- ⑥ 赤松俊秀「歴史断章 播磨国大部庄の銭納の史料」（『兵庫史学』27号）
- ⑦ 小西瑞恵「播磨国大部荘の農民」（『日本史研究』98号、1968年）
- ⑧ 小西瑞恵「享徳三年の大部庄土一揆について」（『兵庫史学』65号、1974年）
- ⑨ 神生昭夫「加東郡の条里制と東大寺領大部庄の起源」（『播磨小野史談』第7号、小野の歴史を知る会、1986年）

- ⑩ 坂田大爾「東播磨における悪党の質的転換について－東大寺領大部荘を中心として－」
 (『歴史研究』339号、新人物往来社、1989年)
- ⑪ 服部英雄「調査研究の方法1 現地調査と荘園の復原」のうち「2 荘園景観の適及的復原
 法－播磨国大部荘を素材として－」(『講座日本荘園史1 荘園入門』、吉川弘文館、1989
 年)
- ⑫ 石田善人「解説 播磨国大部荘」(『兵庫県史 史料編中世五』898～908p、1990年)
- ⑬ 梶木良夫「播磨国大部荘の公文職争論」(『兵庫県の歴史』28号、1992年)
- ⑭ 片岡正光「加古川流域における井堰の起源－大部庄寺井堰の場合」(『論集 東播磨研究
 (6)』、東播磨地域調査学会、1992年)
- ⑮ 仁木宏「播磨国大部荘の調査について」(『日本歴史』540、1993年)
- ⑯ 苅米一志「荘園村落における寺社と宗教構造－播磨国大部荘を素材として－」(『年報日
 本史叢 1993』、1993年)
- ⑰ 橋本道範「播磨国大部荘」(石井進編『中世のムラ－景観は語りかける』所収、東京大学
 出版会、1995年)
- ⑱ 川端新「I 荘園の開発」解説 播磨国大部荘の開発と水利」(京都大学文学部博物館
 図録第7冊『荘園を読む・歩く－畿内・近国の荘園－』、思文閣出版、1996年。なお、
 後者は同『荘園成立史の研究』所収、思文閣出版、2000年)
- ⑲ 長谷川敦史「播磨国大部荘における悪党についての一考察－垂水繁昌を中心として－」
 (『海南史学』37号、1999年)
- ⑳ 元木泰雄・小西瑞恵・野田泰三「第四章 中世の小野」(『小野市史』第一巻、小野市、
 2001年)

B 参考文献

- ① 西岡虎之助「荘園における倉庫の経営と港湾の発達との関係」(『史学雑誌』44の4・5・
 7、1933年。後に同『荘園史の研究』上巻所収、岩波書店、1953年)
- ② 竹内理三『日本上代寺院経済史の研究』・『寺領荘園の研究』(大岡山書店、1934年。叡
 傍書房、1942年。後に『竹内理三著作集』第2巻・第3巻所収、角川書店、1999年)
- ③ 宝月圭吾『中世灌漑史の研究』(叡傍書店、1943年)
- ④ 林屋辰三郎「散所 その発生と展開－古代末期の基本的課題－」(同『古代国家の解体』
 所収、東京大学出版会、1955年。後に同『日本史論聚三 変革の道程』所収、岩波書店、
 1988年)
- ⑤ 水野恭一郎「守護赤松氏の領国支配と嘉吉の変」鎌倉末期山陽道地方の在地領主－元弘
 の乱を中心に－(『史林』42巻2号、1959年。『岡山大学法文学部学術紀要』19号、
 1964年。後に同『武家時代の政治と文化』所収、創元社、1975年)
- ⑥ 水野恭一郎「赤松氏再興をめぐる二・三の問題」(読史会創立五十年記念『国史論集』所
 収、1959年。後に補訂して同『武家社会の歴史像』所収、国書刊行会、1983年)
- ⑦ 石田善人「荘園史の研究(二)－特に兵庫県下の荘園を中心に－」(『兵庫史学』24号、

1960年)

- ⑧ 岸田裕之「守護赤松氏の播磨国支配の発展と国衙」(『史学研究』104・105号、1968年。後に同『大名領国の構成的展開』所収、吉川弘文館、1983年)
 - ⑨ 高坂好『赤松円心・満祐』(吉川弘文館、1970年)
 - ⑩ 伊藤邦彦「播磨守護赤松氏の<領国>支配」(『歴史学研究』395号、1973年)
 - ⑪ 笈雅博「続・関東御領考」(石井進編『中世の人と政治』所収、吉川弘文館、1988年)
 - ⑫ 大石雅章「比丘尼御所と室町幕府－尼五山通玄寺を中心にして－」(『日本史研究』335号、1990年)
 - ⑬ 高坂好『中世播磨と赤松氏』(臨川書店、1991年)
 - ⑭ 神生昭夫「中世荘園遺跡の研究(1)～(3)」(『播磨小野史談』第16号～第18号、小野の歴史を知る会、1991～1992年)
 - ⑮ 新城常三『中世水運史の研究』(塙書房、1994年)
 - ⑯ 馬田綾子「赤松則尚の挙兵－応仁の乱前史の一齣－」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』、思文閣出版、1997年)
 - ⑰ 渡邊大門「東播守護代別所則治の権力形成過程について」(『地方史研究』272号、1998年)
 - ⑱ 依藤保「赤松円心私論－悪党的商人像見直しのためのノート－」(『歴史と神戸』224号、2001年)
 - ⑲ 大山喬平「歴史叙述としての『峯相記』」(『日本史研究』473号、2002年)
- 3 ㊦321 正和3年(1314)6月17日の大部荘公文職補任状案、㊦322 正和5年(1316)3月17日の大部荘公文職補任状案、㊦333 元亨2年(1322)9月の大部荘公文尼覚性訴状、㊦307 正安元年(1299)7月の大部荘下方百姓等連署起請文、参照。
- 4 註2の坂田大爾論文参照。
- 5 竹内理三著作集第3巻『寺領荘園の研究』(角川書店、1999年)251～274p、参照。
- 6 網野善彦「文永以後新関停止令について」(同『悪党と海賊』所収、法政大学出版局、1995年)
- 7 小西瑞恵「第三章 戦国都市堺の形成と自治」(同『中世都市共同体の研究』所収、思文閣出版、2000年)参照。